広島県防災ヘリコプター売買仮契約書（案）

広島県を甲とし、○○○○を乙として、甲と乙は、次のとおり広島県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリコプター」という。）の売買に関する仮契約を締結する。

なお、この仮契約は、広島県議会の議決を得たときは、特段の手続をすることなく本契約としての効力が生ずるものとする。また、甲は、広島県議会で議決されなかった場合でも、乙に対していかなる責任も負わないものとする。

（目的）

1. 乙は、次の表に定めるとおり、防災ヘリコプターを納入することを約し、甲は、これを承諾した。

|  |  |
| --- | --- |
| １　購入件名 | 広島県防災ヘリコプター |
| ２　仕様等 | 別紙仕様書のとおり |
| ３　数量 | 一式 |
| ４　金額 | 金○○○○○○○円  （消費税及び地方消費税相当額○○○○円を含む。） |
| ５　納入期限 | 令和○年○月○日 |
| ６　納入場所 | 広島県三原市本郷町善入寺94-22  　広島県防災航空センター |

（契約保証金）

第２条　甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

(納入計画の提出)

第３条　乙は、この仮契約が広島県議会の議決を得て本契約としての効力が生じた後速やかに、仕様書に定める納入計画を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

２　乙は、前項の納入計画に変更が生じる場合は、甲に対し、書面により変更の事由を示すとともに、新たな納入計画を提出し甲の承認を得なければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第４条　乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(作業進涉状況の報告)

第５条　乙は、甲に対し、定期に納入計画に基づく作業の進涉状況を、書面により報告しなければならないものとする。また、甲は、必要に応じ乙に対し、作業の進涉状況の報告及び作業の進涉状況を確認できる資料の提出を求めることができるものとする。

(検査)

第６条　乙は、甲が実施する仕様書に定める次の検査を受けなければならない。

1. 輸入時検査
2. 中間検査
3. 完成検査
4. 納入検査
5. その他検査

２　前項の検査によって、防災ヘリコプターが変質、変形、消耗又は毀損したことによる損害は、全て乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によって生じた損害については、この限りでない。

(納入)

第７条　乙は、防災ヘリコプターを納入するときは、仕様書に定める装備品等を含め、一括納入するものとする。

２　乙は、調整を要する装備品等については、納入の際に調整を完了するものとする。

(検収及び引渡し)

第８条　甲は、前条の防災ヘリコプターの納入があった場合は、甲の指定した係員による検査を実施するものとする。

２　前項の検査に合格したときに防災ヘリコプターの引渡しが完了するものとする。

（取替え又は手直し）

第９条　乙は、納入した防災ヘリコプターが前条第１項の検査に合格しないときは、遅滞なく、他の適正な防災ヘリコプターと取り替え、又は当該防災ヘリコプターを手直しした上、甲に納入しなければならない。

２　前項の規定による取替え又は手直しの費用については、全て乙の負担とする。

(所有権の移転等)

第10条　防災ヘリコプターの所有権は、第８条第２項の引渡しが完了したときに、乙から甲に移転するものとする。

２　乙は、前項により所有権の移転があった場合は、速やかに航空法(昭和27年法律第231号)に基づき防災ヘリコプターの航空機登録原簿への移転登録の手続を行うものとする。

３　この契約を解除した場合の未完成の防災ヘリコプターの所有権は、乙に帰属するものとする。

(売買代金の支払)

第11条　乙は、前条第２項の移転登録を完了させた後、適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

２　甲は、前項による適法な支払請求書を受理した日から30日以内に売買代金を乙に支払うものとする。

３　甲がその責めに帰すべき事由により前項に規定する期間内に契約金額の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第８条第１項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(危険負担)

第12条　防災ヘリコプターの所有権が甲に移転する前に当該防災ヘリコプターに生じた損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によって生じた損害は、甲の負担とする。

(納入期限の延長)

第13条　乙は、天災その他やむを得ない事由により第１条表中の「５　納入期限」までに防災ヘリコプターを納入することができないときは、その事由、延長日数等を記載した書面により、甲に納入期限の延長を申し出ることができる。

２　甲は、前項の申出を受けたときは、その内容を検討し、当該申出が適当であると認めたときは、納入期限を延長することができるものとする。

(履行遅滞による違約金等)

第14条　乙がその責めに帰すべき事由により、第１条表中の「５　納入期限」までに防災ヘリコプターを納入しないときは、売買代金に対し、第１条表中の「５　納入期限」の翌日から納入する日までの日数に応じ年14.5パーセント（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で計算した違約金を甲に支払うものとする。ただし，前条第２項により納入期限を延長した場合は，この限りでない。

２　乙がその責めに帰すべき事由により、第１条表中の「５　納入期限」までに防災ヘリコプターを納入せず、これにより甲が当初予定していた防災ヘリコプターの代替として現行の機体を継続して使用せざるをえなくなった場合には、前項の違約金とは別に、乙は、甲が実施する現行機体の継続使用に要する航空法（昭和27年法律第231号）第10条に定める耐空証明の更新及び当該証明の更新に必要な整備並びにエンジンオーバーホールを含む5000飛行時間点検に要する費用を負担するものとする。ただし、前条第２項により納入期限を延長した場合は，この限りでない。

(甲の解除権)

第15条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行又は履行の追完を催告し、その期間内に履行又は履行の追完がないときは、この契約を解除することができる。

1. 納入期限内に納入しないとき。
2. 第23条第１項の履行の追完がなされないとき。
3. 前２号に掲げる揚合のほか、この契約に違反したとき。

２ 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

1. 乙が甲の承諾なくこの契約により得た権利又は義務を他人に委任又は譲渡したとき。
2. 債務の全部の履行が不能であるとき。
3. 乙がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
4. 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。
5. 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされたとき。
6. 引渡しを受けた防災ヘリコプターに契約不適合があり、履行の追完が不能であるとき。
7. 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前項の履行の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

３　甲が前２項の規定によりこの契約を解除した場合、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

４　甲が第１項又は第２項の規定によりこの契約を解除した場合、既履行部分に対する対価を支払わないものとする。

５　甲による解除権の行使は、甲の乙に対する違約金請求権の行使及び損害賠償請求権の行使を妨げない。

(甲の責めに帰すべき事由による解除権)

第16条　前条第１項及び第２項に掲げる事由が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第17条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

1. 役員等(乙が法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第２条第６号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
2. 暴力団(暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
3. 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
4. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
5. 乙が暴力団、暴力団員又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
6. 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第18条　乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

３　乙は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

　（不正行為に係る契約解除）

第19条　甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

(1)　乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2)　乙が、独占禁止法第62条第１項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3)　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑に処せられたとき。

２　甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

(契約解除による違約金)

第20条　甲が、第15条第１項若しくは第２項又は第17条の規定により契約を解除した場合は、乙から違約金を徴収するものとする。

２　前項の違約金は、第１条表中の「４　金額」に記載の額の10分の１とし、乙は、甲が別に指定する期間内にこれを支払わなければならない。

（不正行為に係る契約解除による損害金の予定）

第21条　甲は、第19条第１項及び第２項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、第１条表中の「４　金額」に記載の額の10分の２に相当する金額の損害金を甲が指定する期間内に支払うよう乙に請求するものとする。

２　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

３　前２項の規定は、第７条第１項の規定による検査に合格した後も適用されるものとする。

(損害賠償)

第22条　乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、義務の不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものである場合には、この限りでない。

２　甲は、乙が第14条又は第20条により、甲に対し違約金を支払わなければならない場合において、当該違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

(契約不適合責任)

第23条　甲は、納入された防災ヘリコプターが、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、防災ヘリコプターの修補等の履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

２　前項の契約不適合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

(契約不適合責任期間)

第24条　乙が契約不適合の防災ヘリコプターを納入した場合において、甲がその契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知ったときから１年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を事由として、履行の追完の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

（実地調査など）

第25条　甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

２　乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から５年間は、同様とする。

　（費用の負担）

第26条　この契約の締結に要する費用及び納入に要する費用は、乙の負担とする。

（疑義の解決）

第27条　この契約の履行について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（管轄）

第28条　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、契約書２通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その１通を所持する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　広島県

代表者　広島県知事　　横　田　　美　香　　印

乙　○○市○○町○番○号

　　○○○○株式会社

代表取締役 ○○　○○ 　印